

養蜂振興法施行細則の一部改正の概要

1 改正の概要

「農林水産省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年農林水産省令第62号）」の施行により、各種法令の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯する身分証明書を同省令別記様式（以下、統合様式という）に統合できるようになった。養蜂振興法第9条第2項の規定に基づく身分証明書についても統合様式が使用できる旨、農林水産省大臣官房文書課長通知（令和3年10月22日付け3文第83号）において示されたが、本県では養蜂振興法施行細則（平成24年12月28日規則第107号。以下、規則という）第3条により身分証明書の様式を独自に規定している。そこで、養蜂振興法第9条第2項の規定に基づく身分証明書についても規則第3条の規定に関わらず統合様式を使用できるようにするために規則を改正する。

2 施行期日

令和5年4月1日

3 参考資料

- ・「農林水産省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年農林水産省令第62号）」